

令和5年4月1日

## 事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

### 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

内航海運

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

全国各港間

5. 業務の範囲

一般事業

6. 利用運送約款

標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)

最終改正:平成31年 国土交通省告示320号

詳細は別途揭示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
東京、常陸那珂、大洗	苫小牧、仙台、博多、苅田、那覇、宮古島、石垣島

以 上